

第4次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものである。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、 上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法 及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等	1
(3)	水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積	2
(4)	生産群別の名称及び面積等	2
(5)	標準伐採量	2
(6)	伐採総量	3
(7)	更新総量	3
(8)	保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	4
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	4
(1)	保護林	4
(2)	緑の回廊	5
6	レクリエーションの森の名称及び区域	6
7	その他必要な事項	7
(1)	施業指標林、試験地等	7
(2)	フィールドの提供及び文化財保全への貢献	7
(3)	国土保全タイプの区分別面積	7
(4)	文化財等の現況	8
(5)	その他	8

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の具体的な配置は、別添1「国有林野施業実施計画図」のとおりとします。(地域管理経営計画の1の(1)及び(2))

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画に定める伐採及び更新について、箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりとします。

(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)及び(イ))

(2) 水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等

水源かん養タイプの森林については施業群に分けて具体的な施業方法を定めています。

施業群別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ))

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天然林	423.71	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	※注4
長伐期	1,539.30	大径針葉樹を主体とし、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年
その他	310.42	別紙「管理経営の指針」による	※注5
合計	2,273.43		

注：1 面積は林地面積です。

2 下限林齢とは、主伐ができる最低林齢です。

3 具体的には別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的として、衰退木・枯損木を対象に択伐を行うこととしているため下限林齢は設定しません。

5 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しません。

(3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める、水源かん養タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業群ごとにこの上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
長伐期	96

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積です。

(4) 生産群別の名称及び面積等

資源の循環利用林については、生産群に分けて具体的な施業方法を定めています。生産群別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のウ)

(単位：ha)

生産群	面積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	12.47	スギ・ヒノキ一般建築材 20～28cm	契約による
合計	12.47		

注：1 面積は林地面積です。

2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径です。

3 本計画区の資源の循環利用林は全て分収林のため契約に基づいて行います。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規程第5条第2項第4号に基づいて定める資源の循環利用林における標準伐採量については、本計画区の資源の循環利用林の全てが契約に基づく分収林のため定めません。

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア))

なお、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地					林地 以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ		—	(11.94) 1,203	1,203	1,000	40,237	—	40,237
	水 源 か ん 養 タ イ プ	天 然 林	—	—	—				
		長 伐 期	—	37,930	37,930				
		そ の 他	—	—	—				
		小 計	—	(485.86) 37,930	37,930				
計		—	(497.80) 39,133	39,133					
森 林 と 人 共 と 生 の 林	自然維持タイプ		—	—	—	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ		—	104	104				
	計		—	(1.53) 104	104				
資 源 の 利 用 環 境 林	スギ・ヒノキ人工林中径材		—	—	—	—	—	—	—
	計		—	—	—				
合 計		—	(499.33) 39,237	39,237	1,000	40,237	—	40,237	
年 平 均		—	7,847	7,847	200	8,047	—	8,047	

注：「間伐」欄の()は間伐面積です。

(7) 更新総量

該当ありません。

(8) 保育総量

該当ありません。

3 林道の整備に関する事項

該当ありません。

4 治山に関する事項

治山に関する事項として次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：保全施設 箇所数)

位置(国有林・林班)	区分	工種	計画量	備考
桑ヶ仙 447、622	保全施設	溪間工	1	
計			1	

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

種類	名称	新・既	面積	位置 (国有林・林小班)	特徴等
植物群落保護林	四ヶノ仙 奥山高地 湿原等植物 群落保護林	既設	4.41	四ヶノ仙 647イ 奥山 651ち1, ち2, イ	中国地方の代表的な スギ天然林相(古千 本スギ)の保護及び 貴重な古生沼高地湿 原の保護
	氷ノ山・ 三の丸ブ ナ植物群 落保護林	既設	225.38 [384.75]	四ヶノ仙 647い, ロ 奥山 649, へ, と1, と2 650ほ1, ほ2, と 651へ1, へ2, と	日本海側における西 限付近のブナ・オオ バクロモジ群落の天 然林の保護
	木地屋屋 敷ブナ植 物群落保 護林	既設	23.67	水山 430ね, む	但馬地方における代 表的なブナを主体と する高齢級天然林の 保護。

注：[]は揖保川計画区を含めた面積です。

(2) 緑の回廊

緑の回廊の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のイ)

(単位：延長 km、面積 ha)

名 称	新・既	延長	面積	位置 (国有林・林小班)	特 徴 等
東中国山地 緑の回廊	H19.3 設定	10 [42]	1,119 [7,061]	畑ヶ平 435全～440全 桑ヶ仙 445全～447全、622全 奥山 649ほ	中国山地の東部に位置し三室山から氷ノ山、扇ノ仙へと連なり、日本海へ至る山岳地帯です。日本海側地帯における西限付近のブナ林やスギ天然林などの貴重な植物群落がみられることから保護林を設けて保護・保全を図ってきた地域であり、これらを連結したものです。 接続する民有林では、野生鳥獣(イヌワシ、ツキノワグマ)との共生を目指した森づくりが進められています。

注：[]の数値は民有林を含めた回廊全体の延長及び面積を表します。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

レクリエーションの森の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の4の(1)のイ)

(単位: ha)

種類	名称	既設・新規	面積	位置 (国有林・林小班)	選定理由	備考
風	氷ノ仙	既設	12.47 〔291.45〕	桑ヶ仙 446る 447は,そ	中国地方第2位の高峰氷ノ山を中心とした,ブナの天然林やチシマザサの群落等の優れた景観	天然生林施業
	扇ノ山	既設	27.62 〔207.85〕	畑ヶ平 436わ 437わ,か 438る 440わ	高齢のブナ林を主体とした天然林からは日本海が見下ろせる優れた景観	天然生林施業
	仏ヶ尾	既設	86.51	畑ヶ平 442ほ 443は1,は2, ち~ぬ 444り	高齢級のブナ,ミズナラ等の天然広葉樹林は優れた景観	天然生林施業
景	畑ヶ平懸崖	既設	50.33	畑ヶ平 439る 440る 441い,ろ,ち, り1,り2 442い,ろ,に1, に2 443い,ろ	畑ヶ平台地において深い亀裂を呈した断崖と溪谷からなったブナを主体とした天然林は優れた景観	天然生林施業
	霧ヶ滝・赤滝	既設	32.92	畑ヶ平 435い 437よ1,よ2 438わ1,わ2	落差60mの霧ヶ滝や赤滝の背景には高齢級のブナ,ミズナラ等の天然林は溪谷と一体となった優れた景観	天然生林施業
436か,よ				育成複層林施業		
林	小代溪谷	既設	61.40	桑ヶ仙 445い,ら,む,お 622ろ,と	魚止めの滝などの溪谷と一体となった優れた景観	天然生林施業
	三川山	既設	275.07	三川山奥 428い1~は, ぬ1,ぬ2 429い1~ろ, に1,に2	三川山大権現社の借景林	天然生林施業

注:〔 〕は千代川計画区を含めた面積です。

7 その他必要な事項

(1) 試験地、施業指標林等

試験地、施業指標林等として設定している箇所は次のとおりです。

(単位：ha)

種類	名称	設定年	面積	位置 (国有林・林小班)	備考
次代検定林	遺伝試験林	S60	1.20	奥山 649つ1	西山大44 スギ
		H6	1.06	奥山 650よ	スギ検定林51～52 集団スギ 53 (小班面積1.66ha)

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

前計画までにフィールドの提供や文化財保全への貢献を目的として設定している対象地は次のとおりです。

(単位：ha)

対象地 (国有林・林小班)	設定の目的	備考
畑ヶ平 435い、436か、よ	畑ヶ平ふれあいの森	設定面積 18.40ha

(3) 国土保全タイプの区分別面積

国土保全タイプの目的別面積は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(ア))

(単位：ha)

区分	土砂流出 崩壊防備	気象 防備	生活環境 保全	その他の 国土保全林	合計
面積	259.38	—	—	886.85	1,146.23

注：具体的には別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。

(4) 文化財等の現況

(単位：ha)

区分	指定機関	名称	面積	位置 (国有林) (林小班)	管理団体	備考 (所在)
天然記念物	兵庫県	古生沼の高地湿原植物群落	0.10	四ケノ仙 647イ (0.02) 奥山 651イ (0.08)	養父市	養父市
天然記念物	兵庫県	古千本・千本杉の奥山湿生植物群落	4.31	奥山 651ち1 (3.91) ち2 (0.40)	国	養父市
		史跡名勝天然記念物 計	4.41			

注：1 香美町（旧香住町のみ）及び養父市（旧関宮町のみ）に所在する国有林（四ケノ仙、三川山奥）には国指定特別天然記念物「コウノトリ」の区域指定がありますが、現在のところ生息は確認されていません。

2 兵庫県全域は国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」が『主に生息する地域』とされています。

(5) その他

ア レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法は次のとおりです。

(単位：ha)

位置 (国有林・林小班)	面積	施業方法
畑ヶ平 (442イ、443イ)	0.35	林地以外

イ オフロード規制区域

(ア) 自然公園法第17条第3項第10号に基づき車馬の使用等を制限する区域。

(単位：ha)

国有林	林班	小班	面積	国有林	林班	小班	面積
四ヶノ仙	647	い	9.78	奥山	651	い1	3.46
		イ	0.02			に	13.26
		ロ	0.01			ほ1	7.33
		小計	9.81			へ1	25.42
奥山	649	へ	46.40			へ2	2.76
		と1	19.73			と	15.95
		と2	6.41			ち1	3.91
		小計	72.54			ち2	0.40
	650	い3	3.26			れ	2.08
		は2	2.55			つ	4.39
		に	5.85			ね	0.81
		ほ1	45.12			イ	0.08
		ほ2	2.10			小計	79.85
		へ1	13.04			計	[445.19]
		と	51.70				285.82
		小計	123.62				

注：[]は揖保川計画区のを含めた面積である。

(イ) 規制する車種

オフロード車(4WD), オフロードバイク(モトクロス)及びスノーモービル。

イ 択伐箇所

ケヤキ等の天然更新を期待し、必要に応じて植込み、刈払い等の更新補助作業を行う。

(4) 保育・間伐

ア 保育

保育については、原則として、単層林の場合は優良大径材生産群、複層林の場合は水土保全林（水源かん養タイプ）の複層林施業群に準ずることとするが、良質材を育成する観点から、植栽木の平均胸高直径が6～8cm程度の時期に枝打ちを実施することとし、詳細については、「枝打実施要領の制定について（平成3年1月23日付け2大造第72号）」による。なお、ケヤキについても適宜枝打ちを実施する。

また、生育している天然性の広葉樹、特に文化財の修復に使用されている樹種のうち形質の良好なものについてはできる限り保残する。

イ 間伐

林分のうっ閉状況、林木相互の競合状況等を勘察し、最終的な仕立て本数となるよう間伐を実施する。

なお、複層林とした場合は、上木の間伐に併せて下木の間伐も実施する。

留意事項

- (1) 施業管理の実施に当たっては、重点的に発揮させるべき機能以外の併存する他の機能に十分配慮することとし、必要に応じ、併存する公益的機能の発揮に必要な取扱いを併せて講ずる。
- (2) 保安林等、法令により伐採方法等についてこれに定める事項より厳しい規制が指定されている林分の施業については、その指定された施業方法の範囲内とする。

東中国山地緑の回廊設定方針

平成19年3月設定

近畿中国森林管理局

「東中国山地縁の回廊」設定方針

1 「緑の回廊」の位置及び区域

(1) 設定の目的

国有林野の管理経営に当たっては、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、これまで自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として森林生態系保護地域等の保護林を設定するなど、良好な自然環境を有する森林の保護・保全に努めてきた。

一方、近年、地球規模での環境問題が深刻化する中で、人類生存の基盤である生物多様性の保全に向けた新たな取組が求められている。自然環境は、多種多様な生態系が広域的に連続して展開しているものであるとの視点から、こうした自然生態系のつながりを確保していくことが重要となっている。

このような状況を踏まえ、国有林野においては、これまで以上に森林生態系を保全するとともに人と自然との共存を図るため、これまでの保護林の指定・拡充などの取組に加え、本来生息・生育する野生動植物の広域的なつながりを確保して個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保全を図るなど生物多様性を効果的に確保する取組を行うことが重要である。

東中国山地は、中国山地の東縁部に当たり、みむろやま三室山から北にひょうのせん氷ノ山、じんぱちやま陣鉢山、おうぎのせん扇ノ山へ連なり、日本海に終わる山岳地帯で、都市から離れており、急峻な地形や多雪地帯という土地的気候的制約も働いて、所々にブナを主体とした天然林が残存している。

国有林は、県境稜線部を中心に約1万2千haが存在しており、日本海側地帯における西限付近のブナ林やスギ天然林など貴重な植物群落ひょうのせん・さんのみるがみられることから、「氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林」など5箇所の保護林を設け、森林生態系の保護・保全を図ってきた。

また、国有林に隣接する民有林においては、野生鳥獣との共生を目指した森林づくりが進められている。

このような状況をふまえ、近畿中国森林管理局においては、植林地により断片化された林分を天然林に復元しながら個々の保護林等を連結して、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を可能とし、より効果的に森林生態系の保護・保全を図る「緑の回廊」を設定することとする。

(2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

次の事項を踏まえて、位置及び区域を概定する。

ア 東中国山地に位置する国有林に設定する。

イ 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものとなるよう設定する。

ウ 保護林間を連続的に連結することを基本とする。

エ 国有林に隣接した野生動植物の保護等を目的とした取組が行われている民有林と連結する。

(3) ルートの選定に当たっての考え方

(2)により概定した位置及び区域に対し、次の事項を勘案して設定する。

- ア 「緑の回廊」は、その多様な生物種の移動経路を確保することを目的とするため、林相^{*1}、地形等を考慮し、出来る限り連続して設定する。なお、区域内にスギ人工林を含める場合は、ブナ林等天然林への誘導が確実にできるよう、原則として、潜在的な植生がブナクラス域である箇所を選定する。
- イ 農林業、地場産業等への影響も十分配慮する。
- ウ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。
- エ 貸地等で既存の権利が設定されている林小班^{*2}については、既存の権利を優先させることとする。
- オ 回廊周辺の民有林で、回廊と一体的に扱うことにより設定効果が増大すると考えられる箇所については、設定の趣旨及び影響等の理解を求め、回廊への参加を働きかける。
- カ 民有林と国有林の連携による「野生鳥獣との共生を目指した森林づくり」の拠点となりうるよう選定する。

(4) 着目する野生動植物種

- ア 森林生態系を構成する多様な生物種をすべて対象とし、生物多様性の維持を図ることとする。
- イ 特に、イヌワシやツキノワグマについては、県等において、共生のための積極的な取組が行われていることから、十分な連携を図りながら、その適切な取扱を検討する。

(5) 回廊の幅と長さ

緑の回廊の幅は、森林生態系全体に着目するという点から、その森林の林相等を勘案しつつ、出来る限り広く設定するものとし、多様な生物種の移動経路を確保することとする。

(6) 緑の回廊に設定する林小班

緑の回廊を設定する区域の林小班は別紙、位置は別図による。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

(1) 目指すべき森林の姿

野生動植物種の生息・生育地としての設定の趣旨を踏まえ、緑の回廊の区域内の森林は、多様な樹種、林齢、林層^{*3}から構成される健全な森林を目指す。

このため、区域内に現存する人工林については、現生態系の急激な変化を避けながらブナ等の高木性広葉樹を混交した多様な樹種からなる森林へ段階的に誘導する。また、森林の水源かん養機能に支障を与えない範囲で、小面積皆伐や伐開幅の広い列状間伐等を行い、多様な林齢、林層を持つ森林を造成する。

(2) 森林の取扱いに関する事項

緑の回廊内の森林の取扱いについては、(1)の誘導方向を踏まえ、それぞれの森林

の機能類型ごとの管理経営の指針に加え、次によるものとする。

なお、緑の回廊に接する国有林についても、緑の回廊に支障を与えないよう取り扱うこととする。

ア 伐採に関する事項

ア) 天然林については、森林生態系を維持するとの視点から、適切な施業を実施する。

なお、伐採に当たっては、森林生態系への影響を最小限にするため、原則として択伐とする。

イ) 人工林については、伐期の長期化を図るとともに、間伐等を繰り返しながら、侵入してきた広葉樹を保残し、段階的にブナ等の高木性広葉樹と混交した多様な森林へ誘導する。

また、兵庫県上山高原エコミュージアムに近接する国有林については、イヌワシ等の餌場を確保するため、必要に応じて、水源かん養機能を損なわない範囲で、小面積皆伐や伐開幅の広い列状間伐などを行い、多様な林齢、林層からなる森林を造成する。なお、これらの取組については、モニタリング等により成果を検証しながら、対象地を広げていく。

ウ) 人工林の天然林への誘導について、原則として、人工林内に侵入してきたブナ等広葉樹を保残する方法とするが、画一的にならないよう、場所ごとに、成果を検証しながら実施する。

エ) 人工林の天然林への誘導に当たっては、行動計画、行動指針を作成するとともに、多くのアイデアと参画を得るため、緑の回廊の区域内において、ふれあいの森など多様な森林づくり活動が実践できる場を提供する。

オ) 伐採箇所の設定に当たっては 貴重な野生動物の営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。又ルートを分断することのないよう取り扱う。

カ) 森林性動植物の保護を図るため、貴重な鳥獣等が生息する樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林管理において危険等の支障がない限り保残する。

イ 更新・保育に関する事項

ア) 更新は、稚幼樹の発生状況などに留意し、必要に応じて採餌木の植込みを行うなど、それぞれの林分の状況に合わせた施業を行う。なお、樹木の植え込みに当たっては、遺伝子の攪乱等を招かないよう配慮する。

イ) 若齢の人工林の下刈や除伐等の保育については、健全な植栽木の生育の支障とならない範囲で、侵入木や下層植生の育成を図る。

ウ) 野生動物の餌となるヤマブドウ等のつる類は樹木の成長に支障のない限り保残に努める。

ウ その他の事項

- ア) 伐採、保育等の森林施業に当たっては、実施箇所の選定、時期等について野生動植物の生息・生育などに影響しないよう配慮する。
- イ) 学術研究、防災対策等を目的とする場合、伐採や土地の形質の変更を行うことができるものとする。この場合、森林生態系への影響に十分配慮する。

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

管理については、各種法令等によるとともに、以下の点に留意する。

ア 巡視

巡視にあたっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者等に対する普及啓発に努める。

また、野生動植物の生態や、これまでの経緯をよく把握している地元住民の協力を得ることにより、住民参加による意識の醸成を図ることと併せ、より適格な巡視を行う。

イ 動植物の保護と共生

ア) 動物に関する事項

「緑の回廊」においては、森林生態系を構成する野生動物の多様性を維持するため、多様な野生動物の移動経路を確保する。

なお、野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に、保護と被害防止の両立が図られるよう関係機関と連絡を密にしながら対策を進めていく。

イ) 植物に関する事項

「緑の回廊」においては、原則として植物の採取は行わないこととするが、必要に応じて採取する場合には、関係機関との調整を図り、最小限となるようにする。

ウ 林地開発の規制

「緑の回廊」については、原則として林地の開発は行わない。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては「緑の回廊」への影響度合いや野生動物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

エ 自然教育・体験の場としての活用

保護林については、森林生態系の厳正な保護を図っていくこととするが、「緑の回廊」においては、森林とのふれあいの推進と動植物の保護との調和に配慮した取扱いに努めることとし、野生動植物の生息・生育に著しい影響を与えない範囲で、県、地元自治体、森林インストラクター及び自然保護団体等の協力を得ながら動植物の生息・生育環境、移動実態等について子供達や市民に対する森林環境教育、体験学習等の場としてモデル的な活用が図られるよう取り組む。

また、「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行う。

オ 試験研究の場としての活用

「緑の回廊」においては、大学や試験研究機関の協力を得ながら、共同試験地の設定を行うなど野生動植物との共生を目指した森づくりを検討するための場としての活用にも取り組む。

(2) 施設の整備に関する事項

ア 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施する。

ア) 観察施設や巡視拠点の整備に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。また、その維持管理を適切に実施する。

イ) 路網及び歩道については、側溝を作設する場合には、L字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、その維持管理に努める。

ウ) 治山施設については、国土保全上不可欠であることを踏まえ、野生動植物の生息・生育環境に配慮しつつ実施する。また、実施に当たっては、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう工法等に配慮し、その維持管理に努める。

イ 施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう必要に応じて学識経験者等の意見を聴取する等、計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とする。

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項

「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、野生動植物の生息・生育及び移動状況や森林施業との関係などを把握する、次のようなモニタリング（継続的観測・記録）を実施する。

(1) 内容

ア モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動植物を明確にするとともに、その目的に応じて林内の定点観測等を実施し、対象とする種と他の野生動植物種との関係及び野生動物による獣害の把握にも努める。

イ 具体的には、小面積伐採や伐開幅の広い列状間伐などの森林施業が、野生動植物の生息・生育及び移動状況にどのような影響を与えるかを把握するため、間伐等の森林施業の実施箇所と未実施箇所、実施箇所は実施前と実施後で行うなど、森林施業の有無による下層植生及び出現動物の変化が比較できるようにする。なお、具体的内容については、学識経験者等の助言を受けるものとする。

(2) 実施体制

モニタリングに当たっては、大学や試験研究機関の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体等の協力を得る。

(3) 情報提供の考え方

ア モニタリングの結果については、県の関係部局、大学、研究機関に情報提供を行うとともに、国民への広報を行う。

イ モニタリングの結果については、節目毎に報告書等をまとめるほか、希少動植物の保護に配慮しつつ広く情報提供に努める。なお、希少動植物の生息・生育情

報の提供については、学識経験者等の助言を受けるなど慎重に対応する。

ア) 報告書等の情報については、林学、生態学、遺伝学等の学術的な有効利用を図る目的で広く情報提供に努める。

イ) 情報提供に当たっては、広く一般に周知する目的で、マスコミ発表等により報告書そのものの存在を明らかにするとともに、森林管理局開設のホームページにその概要を掲載する。

(4) モニタリング結果の活用

モニタリングの結果により得られた知見については、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。また、モニタリングの結果により、緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の見直しを行う。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

ア 森林管理局署の担当者に対し、野生動植物に関する研修等を実施する。

イ 関係行政機関、地方公共団体等との連携を図るため、定期的に連絡調整会議等を開催し、「緑の回廊」の整備・管理体制の充実に努める。

(2) 普及啓発

ア 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林における緑の回廊への取組についての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、広報を行う。

イ 緑の回廊に設定された森林を森林環境教育の場として積極的な活用に努める。

ウ 緑の回廊において得られた知見については、民有林と国有林が一体となった森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、関係市町村、森林組合等に対して情報提供を行う。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は、速やかに変更等を行うこととし、規模が大きい等の場合には、関係者及び有識者から意見を聴取し適切な対応を行う。

(4) 周辺民有林等との連携

「緑の回廊」が生態系全体の広域的な保護・保全を図る「野生鳥獣との共生を目指した森づくり」の拠点となるよう、関係機関との連絡調整会議の設置などを行い、周辺民有林との連携を強化する。

(参考) ◎所有者別面積

○合計	7,061ha +保護林581ha
・国有林	6,188ha(緑の回廊のみ)+保護林581ha
・民有林計	873ha
・兵庫県有林等	535ha(上山高原エコミュージアムのうち県有林、新温泉町有林)
・鳥取県有林等	135ha
・鳥取県若桜町有林	120ha
・岡山県西粟倉村有林	83ha

[林相*¹]

- ・林相：森林の形態。森林の様相。森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状況などによって示される森林の全体像を示すもの。

[林小班*²]

- ・林班：森林の位置を明示する固定的な森林区画の単位で、明瞭な尾筋、河川等を利用する。記号はアラビア数字(1,2,…345,…1005,…)を用いる。
- ・小班：林班内の森林を樹種、施業方法、林齢、法的規制、貸地、岩石地、湿地などその取扱いごとに区画したもの。記号は、林になっている小班は「い,ろ,はの順」に、岩石地など林ではない小班は「イ,ロ,ハの順」になっている。

[林層*³]

- ・林層：林木の樹冠の高さ。
主林木のほぼ同じ高さで単純な樹冠層を形成するものを単層林と言う。一方、樹冠層を2層(二段林)、または3層以上(多段林)を持つもの、あるいは段階的な樹冠層を形づくらず各林木の樹冠が連続的であるもの(択伐林型)等を総称して複層林と言う。

別紙 1

緑の回廊に設定する国有林【6,188ha】

県	森林管理署等	林 小 班
兵庫 県	兵庫森林管理署 (円山川森林計画区) 1,119 ha	畑ヶ平国有林 [新温泉町] 435全～440全 桑ヶ仙国有林 [香美町] 445全～447全, 662全 奥山国有林 [養父市] 649ほ
	兵庫森林管理署 (揖保川森林計画区) 1,522 ha	坂ノ谷国有林 [宍粟市] 89い～に2, 90い・ろ, 91い1～は・ほ～り, 92全, 93全, 94い～に・へ, 95全～98全 駒前国有林 [宍粟市] 99へ 音水国有林 [宍粟市] 100い, 101へ, 102ほ・へ, 105は, 赤西国有林 [宍粟市] 115全, 121全, 122全, 123は 三室国有林 [宍粟市] 12全, 13全, 14へ・と 天児家国有林 [宍粟市] 6は1, 7ち, 8い・ほ・へ, 9い～は・ほ
鳥取 県	鳥取森林管理署 (千代川森林計画区) 3,547 ha	扇ノ山国有林 [鳥取市] 328全, 329全, 330り～る, 331い・ろ・ほ 扇ノ仙国有林 [八頭町] 8い1～ぬ・わ～り8 沢川国有林 [若桜町] 9全, 10全, 11ろ～り・イ, 12全～15全, 16い1・ろ・に・ぬ～か, 302全 氷ノ仙国有林 [若桜町] 20は・ほ・ち～か, 21い～た・イ, 22い～わ・イ, 23全, 24全 小舟山国有林 [若桜町] 30り・ロ1・ロ2・ハ, 31イ1～イ3, 33い・に1～る ハサリ国有林 [若桜町] 303全～305全 外ノ岡国有林 [若桜町] 314全～317全 吉川山国有林 [若桜町] 46ろ・は1～は3・へ～か, 47全 沖ノ山国有林 [智頭町] 56り1・か～れ, 58ろ1・に, 60全～63ち1・わ・つ

別紙 2

緑の回廊に接続する民有林等【873ha】

県	民有林等	名称等
兵庫県	兵庫県有林等 (円山川森林計画区) 535 ha	<p>上山高原エコミュージアム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置:新温泉町 ・面積:兵庫県有林 373ha 新温泉町有林162ha ・概要等:上山高原は兵庫県北西部に位置し、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定された標高750~800mの高原状の台地である。一帯にはススキ草原が広がり、ブナなど落葉広葉樹の森が取り囲み、イヌワシやツキノワグマを代表とする多様な生きものが生息している。
鳥取県	鳥取県有林等 (千代川森林計画区) 135 ha	<p>芦津水辺の森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置:智頭町 ・面積:鳥取県有林 48ha 鳥取県有山林 45ha ・概要等:標高700~1,000mに位置し、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている。国定公園の氷ノ山地区の中心をなす地域である。鳥取の景観100選に選ばれている。 <p>緑資源機構造林除外地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置:若桜町 ・面積:42ha ・概要等:標高1,000~1,358mに位置し、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている。天然林。
	若桜町有林 (千代川森林計画区) 120 ha	<p>若桜町有林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置:若桜町 ・面積:120ha ・概要等:標高700~1,200mに位置し、一部氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている。上部は針広混交林で、下部はスギ人工林である。
岡山県	西粟倉村有林 (吉井川森林計画区) 83 ha	<p>若杉原生林(西粟倉村有林)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置:西粟倉村 ・面積:83ha ・概要等:標高900~1,200mに位置し、氷ノ山後山那岐山国定公園特別保護地区に指定されている。若杉の原生林と呼ばれ、ブナ、ミズナラ、カエデなどの巨木のほか、199種の植物が確認されており、ヨタカやヤマネ等貴重な動物の生息地となっている。

別紙 3

緑の回廊で連結する保護林【581ha】

県	保護林名	概要等
兵庫 県	四ケノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林 (円山川森林計画区) 4 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・位置:四ケノ仙国有林及び奥山国有林[養父市] ・面積:4.41ha ・目的:中国地方の代表的なスギ天然林相の保護及び貴重な古生沼高地湿原の保護 ・保護対象:高地湿原を構成する植物 ・主たる樹種:スギ、ブナ ・保護及び管理の方針:湿原については適宜巡視を行い、湿原植物の保護管理に当たる。スギ、ブナ林は原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。
	氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林 (円山川森林計画区) (揖保川森林計画区) 385 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・位置:坂ノ谷国有林[宍粟市]、四ケノ仙国有林及び奥山国有林[養父市] ・面積:384.75ha ・目的:裏日本における西限附近のブナ・オオバクロモジ群落の天然林の保護。 ・保護対象:ブナ、オオバクロモジ ・主たる樹種:スギ、ブナオオバクロモジ、ミズナラ、ミズメ、カエデ類、ホオノキ他。 ・保護及び管理の方針:原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。必要な標識の設置。
	音水林木遺伝資源保存林 (揖保川森林計画区) 49 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・位置:音水国有林[宍粟市] ・面積:48.48ha ・目的:スギ、ヒノキ、トチノキの遺伝資源の保存。 ・保存対象:スギ、ヒノキ、トチノキ ・主たる樹種:スギ、ヒノキ、トチノキ、ミズナラ他。 ・保護及び管理の方針:保存対象樹種の特性及び更新の現況を勘察し、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図ることを目的とし、保存対象樹種の存続に支障のない限り、伐採は原則として枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐とし、特定の樹種・形質に偏った伐採は行わない。

県	保護林名	概要等
鳥取県	扇ノ山ブナ植物群落保護林 (千代森林計画区) 55 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・位置: 扇ノ山国有林[鳥取市]及び沢川国有林[若桜町] ・面積: 54.91 ha ・目的: 中国山系における代表的なブナを主体とする高齢天然林の保護 ・保護対象: ブナ群落 ・主たる樹種: スギ、ブナ、ミズナラ他。 ・保護及び管理の方針: 原則として人手を加えず、自然の推移に委ねる。保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な効果的であると認められるときは、蒔き付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。必要な標識の設置、歩道の整備を行う
	沖ノ山林木遺伝資源保存林 (千代川森林計画区) 88 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・位置: 沖ノ山国有林[智頭町] ・面積: 88.16 ha ・目的: 主要な林業樹種及びな樹種等の天然分布地を保護し林木の遺伝資源を保存する。 ・保存対象: スギ、ブナ、ヒノキ、トチノキ、ミズメ、ミズナラ ・主たる樹種: スギ、ブナ、トチノキ、ミズメ、ミズナラ他。 ・保護及び管理の方針: 保存対象樹種の特性及び更新の現況を勘案し、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図ることを目的とし、保存対象樹種の存続に支障のない限り、伐採は原則として枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐とし、特定の樹種・形質に偏った伐採は行わない。

東中国山地緑の回廊設定区域図

